



五

参考情報 甲 第五十一號



中國地境主として華中軍用機留者の状況



第一復員局復員相談所

昭和二一・二・五調製

0002

本報告は一月四日在在床に歸還した今井少將以下南京、漢口、上海、廣東各連絡艇員に依つて預らされた華中、華南殘留者の狀況中一般的なるものを摘出參考の爲に配布するものである

0003

第一、戦犯裁判の状況

昨昭和二十一年七月開設の各地連絡班は昨年十二月末を目途として戦犯者兼習用者の保護、收容、輸送の任に當つてゐたが、期限を終り中國政府の命令で改り太原を深く七連絡班は、一月四日引揚を完了した。連絡班引揚當時に於ける強習軍人数は、岡村大將以下約一、四五〇名に達してゐるが、その大部約七割が戦犯容疑殘習者である事より主として戦犯者に關する情報を提供する。

連絡班の處理すべき事項中特に戦犯抑習者に關するもの裁判所、辯護士との連絡、收容所施設、給養の改善等は、中國的事情、或は東方輿論等に左右されて各々異なるが、内最近注目されるのは

- 一、戦犯者の早期處理

二、内地服役許可

等の聲明發表と共にその判決も公正、寛大になりつつあると言ふ事である。

0004

中國各域に於ける戦犯者の数に附表第二、及第三の如く總數一、〇七八名中陸軍軍人、軍屬七〇一名（内憲兵四三四名）である。

裁判進捗状況は廣東、漢口地區は相當な進捗を見てゐる様であるが、上海の中國側裁判の如きは、延滞延擱收迄に僅か二件の審理しか了して居るに有様である。

昨年未迄に於ける戦犯審理状況を数字上より見ると、

死刑執行 一七

公判終了 二五〇

公判中 二四〇

未起訴 五九〇

これは司法官の能力儘く、且毎日感情は彼等の階級に於て最も不良であると思はれる等から、相當に危惧する點無きにしてゐらざるであるが、國府上層部の親日知日感情から六月迄を目途としての審理も、急速に進捗するものなれば、尙死刑執行は國防

0005

部戦犯處理委員會の判決後將玉席の認可を経て處斷される様である。  
更に注目すべき中國政府決定の戦犯處理方針を要述すると、

第一に 戦犯裁判は六月末に完了の方針なること。

第二に 三月迄に不起訴、無罪、刑期決定者は同月末日迄に日

本内地に歸還せしむること。

第三に 六月末に全部の戦犯を終り戦犯者を内地に遣し内地で

服役せしむること。

第四に、收容所の施設を極力改善すること。

等であり現在の審理状況より推して六月末の全員歸還は相當の疑問  
を持たれるとしても、内地服役は確實なものと思はれる。

この聲明發表に至る中國有識階級の日華合作に對する熱意は想像  
するに餘りある様にも理解される。

## 第二、戦犯抑留者の状況

その戦犯抑留者の状況を地域別に詳述すると左の通りである。

0006

○上海地區

連絡班徹收迄の上海地區抑留者は、上海市監獄に收容され、北平地區と同様極めて減少且汚ない疊一枚の獨房に二名づつ收容されて居り、給養も亦上海の物價高と收容所幹部の中間搾取に依り、副食は極めて不良の様である。その爲連絡班屢次の折衝に依り、國防部の好意で元乗船停止者の居た集中營に移る事を許可され、現在では不安なきものと思はれる。差入れ月額は一入二萬元、栄養失調者はない様である。

米軍戦犯抑留所は給與施設共に極めて良好の様である。然しその審理判決は、給與等と同断には出来な。

○漢口地區

戦犯者一八四名、一般犯罪者五四名、計二三八名が殘留せしめられてゐるが、前述の如くその一八四名中連絡班引揚迄で五七名約三分の一の審理終了、判決四六名中徒刑七年以上八名、無罪十六名、でありその生活状況も連絡班員の盡力奏功し、中國全地域最も理想的な生活を送つてゐる様である。

0007

その給養状況は、主食は中国軍兵食と同量、副食は現金支給され、差入は不必要な位である。

起居は舊第二陸軍病院病棟一棟を使用し抑留所には梁川中將を留長として戦犯自治會を作つて、新任法廷長檢察官共良好な連絡を保つてゐる様に傳へられる。

○廣東地區 北部師印憲兵、シヤム憲兵等を含めて一時最多數抑留者を擁した本地區には、現在二七六名の戦犯抑留者が殘留してゐる。その内諺は

死刑執行

一

既決者

四九

起訴者

四九

無罪

二

容疑者

一七五であり、

關係國別で見ると

0008

中國關係 二三六

米穀關係 一二（内六名は中國側にも關係あり主として米機墜の責を問はる）

英國關係 一七（印度人俘虜の虐待）

佛國關係 七（理由不詳）

とをり戦犯管理の状況は一般集中營と同様極めて良好自由である。醫療方面に於ても連絡班在任中は軍醫三、藥劑師一で醫務室を開設、引揚後に於いても抑留者中軍醫一、藥劑師一ある爲、懸念なきものと思はれる。

又廣州行營、法廷等に物品を供與して成果を大ならしめた事もある様であるが、物價の低廉と中國側の給與圓滑なる爲殘虐命令で本年夏迄の生活は保證出來やう。

然し以上の如く戦犯管理は良好であるが、審理は極めて冷嚴の様だと思はれる。その理由として

0009



一、廣州行營張發奎長官以下ビルマ作戰參加等の理由で日本に對する敵對感情熾烈なること、

二、廣東地區の人心を維持せんとして輿論に迎合したること、

三、中央との通信連絡施設、不便なること、  
等が挙げられる。

### 第三、末言

要するに中國の戦犯裁判は政治裁判であり、戦犯者の人氣に依つて裁判開始前に判決が豫想される程であり又中國有識上層部に於て日本の復興を期待し、その合作提携に依る中國の建設を畫る等の思想が、相當に戦犯者處理に影響してゐる様に思はれる。

我々としては境內抑留者最大の祈願たる内地服役等を実現すべく、先づ輿論の喚起に努むべきであらう。

0010

0011

中國方面戰犯殘留者階級別一覽

附表第一

中國方面戰犯殘留者階級別一覽 / 月5日 統計班		
階級及摘要	抑留者數	摘要
將官	50	
佐官	60	
尉官	96	
下士	376	
兵	102	
軍屬	17	
海軍	74	
民	303	內元憲兵 25
計	1078	

0012

中國方面戰犯殘留者地域別一覽

附表 第一

地域別戰犯殘留者一覽		7月5日 統計 班	
地 區 別	實 數 及 捕 獲	抑 留 者 數	捕 獲 要
南京(含蘇州)		25	
徐 州		37	
上 海		203	内5名は米國關係
漢 口		238	
北平、天津		189	
太 原		14	
濟 南		41	内36名は シヤムより
廣 東		276	
香 港		37	
臺 北		18	
計		1078	

0013